

おおいた灯りのサポーター事業公募要領

第1 事業の趣旨・目的

安全・安心な道路環境を引き続き県民に提供する為に、企業・団体（以下、「団体等」という。）からの寄附金を道路照明灯の維持管理費用等の一部に活用し、道路照明灯に団体等から協力を受けている旨を記載した表示シール（以下「表示シール」という。）を設置する団体等（以下「サポーター」という。）を公募します。

第2 対象となる道路照明灯

1 大分県が管理する歩道が整備された国道及び県道上にあり、各土木事務所が維持管理を行っている道路照明灯とします。ただし、以下のものは対象外とします。

- (1) 車道部・中央分離帯に設置されたもの
- (2) 電柱その他の施設に共架されたもの
- (3) その他大分県が適切でない判断するもの

2 1団体等が応募できる道路照明灯の本数の制限はありません。

第3 寄附金の納付

- (1) サポーターとなつていただく企業・団体には、大分県と協定を締結していただき、表示シール1枚につき3年分として60,000円の金額をご寄附いただきます。
- (2) サポーターは、大分県が指定する期日までに寄附金を納付して下さい。納付は、年毎の分割納付ではなく、協定締結当初での一括納付とします。

第4 役割分担

1 サポーター

- (1) サポーターは、協定期間中に、サポーター名称を変更する場合、要領第5に基づき表示シールを作成し、大分県に提供して下さい。

2 大分県

- (1) 大分県は、要領第5に基づき表示シールを作成します。なお、協定期間中において、何らかの原因で表示シールが損傷し、大分県が表示シールの再設置が必要と認めた場合も含みます。ただし、要領第4の1の(1)の場合は除きます。
- (2) 大分県は、表示シールを指定された道路照明灯の所定の位置に設置します。
- (3) 大分県は、協定期間終了後、表示シールを撤去します。
- (4) 大分県は、表示シール設置日から協定期間終了日までの間、県のウェブサイトでサポーターを紹介します。

第5 表示シール

1 設置位置

道路照明灯の歩道側で維持管理上支障がないと大分県が判断した位置に、道路照明灯1本につき1枚を設置します。なお、設置高さは、原則として道路照明灯設置面から2m以内とします。

2 仕様

表示シールの大きさは、横15cm×縦30cm、デザイン・色彩・材質等は、別図1のとおりとします。

3 表示事項

表示シールには、サポーターの企業・団体名を記載する。

なお、キャッチコピー、商品名及び会社ロゴは表示は認めない。

4 設置期間

設置期間は、大分県が対象道路照明灯に設置した日から協定期間の終了日までとします。

なお、天災・事故等により対象道路照明灯を撤去、更新又は新設する必要がある場合は、協定期間内であっても、表示シールが一定期間未設置若しくは公衆の目に触れない状態となることがあります。

第6 応募資格者

1 灯サポ事業の趣旨に賛同する企業・団体が応募できます。ただし、次の各号に掲げるものを除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種又は事業者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (3) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (4) たばこに係る業種又は事業者
- (5) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
- (7) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
- (8) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体等
- (9) その他、大分県知事が適当でないと認められる業種又は事業者

2 個人は対象外とします。ただし、個人事業主のうち、店舗・事務所・病院・旅館等を構え、当該店舗等で商品販売・サービス提供等を行っていて、かつ前項各号に該当しない場合は対象とします。

3 応募団体等の代表者（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、大分県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、暴力団関係事業者等の排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

第7 募集方法等

1 応募方法

- ・別紙1「おおいた灯りのサポーター応募申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、下記応募先に持参により提出してください。
- ・提出書類は、原則として返却しません。
- ・申し込みにかかる費用は、全て申込者の負担とします。
- ・提出書類に記載された事項は、本件に関する以外には一切使用しません。

2 募集期間

- ・通年募集とします。
- ・月曜日から金曜日（祝日等の休庁日を除く）の9：00～17：00の間受け付けます。

3 応募先

提出書類は、応募対象の道路照明灯が所在する市町村を管轄する土木事務所ごとに提出して下さい。

応募先

応募先	住所	電話番号	管轄市町村
豊後高田土木事務所	豊後高田市是永町 39 番地	0978-22-2285	豊後高田市
国東土木事務所	国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1321	国東市、姫島村
別府土木事務所	別府市大字鶴見字下 田井 14-1	0977-67-0211	別府市、杵築市、日出町
大分土木事務所	大分市向原西 1 丁目 4 番 2 号	097-558-2141	大分市、由布市
臼杵土木事務所	臼杵市大字臼杵字洲 崎 72-254	0972-63-4136	臼杵市、津久見市
佐伯土木事務所	佐伯市長島町 1-2-1	0972-22-3171	佐伯市
豊後大野土木事務所	豊後大野市三重町市 場 1123	0974-22-1056	豊後大野市
竹田土木事務所	竹田市大字竹田字山 手 1501-2	0974-63-2108	竹田市
玖珠土木事務所	玖珠郡玖珠町大字塚 脇 137-1	0973-72-1152	玖珠町、九重町
日田土木事務所	日田市城町 1 丁目 1-10	0973-23-2141	日田市
中津土木事務所	中津市中央町 1 丁目 5 番 16 号	0979-22-2110	中津市
宇佐土木事務所	宇佐市大字法鏡寺 235-1	0978-32-1300	宇佐市

第 8 サポーターの決定

1 大分県は、要領第 6 に基づき、応募団体等の適否を審査し決定します。なお、同一の道路照明灯に複数の応募があった場合は、応募申込み順により決定します。第 1 優先順位として選定できない場合は、くじにより決定します。

2 審査結果の通知

応募者に審査結果を文書でお知らせします。

第9 協定の締結

- 1 おおいた灯りのサポーター事業の実施にあたっては、サポーターと大分県とが別紙2のとおり協定を締結します。
- 2 サポーター審査結果の通知日から1ヶ月以内に協定を締結します。
- 3 協定期間は、協定締結日から3年間とします。

第10 協定の解除

大分県は次の各号のいずれかに該当するときは、協定期間中であっても協定を解除し、表示シールを撤去することができるものとします。

- (1) サポーターがこの要領の第6で定める応募資格者の要件を満たしていないこと又は提出書類について虚偽の記載があることが判明したとき
- (2) サポーターから、指定する期日までに寄附金の納付がないとき
- (3) サポーターが自己の都合により表示シールの撤去を書面で申し出たとき
- (4) サポーターに社会的信用を著しく損なう等、サポーターとしてふさわしくないが大分県が判断したとき
- (5) 天災、事故その他の事由により道路照明灯が倒壊し、もしくは損傷を受け、又は大分県が撤去する必要性が生じたとき、及び表示シールの表示が困難となったとき
ただし、大分県が道路照明灯を撤去する場合は、表示シール設置が可能な他の道路照明灯へ、変更協定を締結し、表示シールを再設置することができます。

第11 留意事項

- 1 寄附金は、大分県が指定する期日までに納付願います。なお、納付は、年ごとの分割納付ではなく、協定締結当初での一括納付をお願いします。
- 2 第10第1項第5号の天災・事故等により対象道路照明灯を撤去、更新又は移設する必要性が生じて協定期間内に表示シールが一定期間未設置若しくは公衆の目に触れない状態となった場合、及び第10の規定により大分県が表示シールを撤去した場合において、サポーターは大分県に対して損害賠償を請求することはできません。
- 3 道路照明灯の維持管理費としていただいたご寄附については、お返しできません。
- 4 サポーターは、協定期間終了の3ヶ月前までに申し出た場合に、大分県と協議のうえ、再度協定を締結しご寄附いただくことにより、継続してサポーターとなることができます。

第12 寄附金の活用

大分県は、サポーターからの寄附金を、次の各号に掲げるものに充当します。

- (1) 道路照明灯の維持管理費の一部
- (2) 安全・安心な道路交通環境の創出を目的とした新たな道路照明灯の設置費用の一部

第13 その他

サポーターは、その所有管理する情報発信媒体において、おおいた灯りのサポーター事業の活動を紹介することができます。掲載にあたっては、事前に下記までご相談ください。

(連絡先) 大分県土木建築部 道路保全課 道路管理班

電話：097-506-4573